

公益社団法人米子広域シルバー人材センター  
令和4年度第3回理事会議事録

- 1 招集日時 令和5年3月24日(金)午後1時30分
- 2 招集場所 米子市シルバーワークプラザ・多目的ホール(2階)
- 3 出席した理事(15名)及び監事(2名)  
理事長(代表理事) 仲村 一男  
副理事長(代表理事) 中野 賢一  
専務理事 先灘 匡  
理事 田後 良文 塚田 容子 橋田 和久 近藤 均  
松岡 勉 森 和昭 亀岡 吉郎 増田 広利  
伊藤 正之 矢倉 英雄 河上 丈二 神庭 智恵子  
監事 湯澤 智子 吉津 秀樹
- 4 欠席した理事(1名)  
理事 廣江 正
- 5 議事録の作成に係る職務を行った理事  
専務理事 先灘 匡
- 6 出席した事務局職員  
主任 大久保 貴
- 7 議事録署名人  
理事長(代表理事) 仲村 一男  
副理事長(代表理事) 中野 賢一  
監事 湯澤 智子 吉津 秀樹
- 8 開会 午後1時30分
- 9 議事の経過の概要及びその結果

●報告事項

(1) 理事長等の職務執行状況について(令和4年10月13日以降)

○仲村議長(理事長) 次に、3 報告事項、(1) 理事長等の職務執行状況について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 理事長等の職務執行状況について、令和4年10月13日以降の執行状況を御報告いたします。理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況について、定款第24条第6項の規定により報告します。

まず、黒丸のものは、仲村理事長が鳥取県シルバー人材センター連合会の会長のため、その執行状況です。

次に、毎月、1日と15日の新規入会説明会に理事長、副理事長と先灘が出席して

入会の説明等を行っています。

次に、月ごとの主な内容を御報告します。

まず、10月は、27日及び28日に、米子市長、米子市議会正副議長、日吉津村長及び日吉津村議会議長に対し「シルバー人材センター運営補助事業」に対するさらなる支援について要請を行いました。

次に、11月は、9日に第4回理事懇談会、15日に部落解放研究集会第55回全国集会、16日に第2回配分金等検討委員会、17日に米子市生涯現役促進協議会総会が開催されました。

12月は、8日に女性部主催講演会、13日に鳥取労働局補助事業監査がありました。なお、この監査の指摘事項等はありませんでした。

1月は、11日に第5回理事懇談会、20日に植栽班長会議、27日に第3回配分金等検討委員会、31日に地域班長会議が開催されました。

3月は、8日に第6回理事懇談会、本日24日に第3回理事会が開催されました。

以上が職務執行状況の報告です。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑はございますか。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) ないようですので、次に移ります。

## (2) 新規入会正会員について

○仲村議長(理事長) 次に、(2)新規入会正会員について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 新規入会正会員については、定款第6条により、理事長の入会承認を受けた後に、理事長は次回の理事会に報告するという規定がありますので、今回、昨年10月1日から3月10日までの入会についての報告をします。

合計31名の会員の入会がありました。また、本年度当初552人であったものが、3月10日現在が542人で、当初に比べて10人減となりました。うち退会が71人、入会が61人です。ただ、本年度になってから正会員の規定を変えていますので、昨年の基準から言いますと、昨年度は103人の入会があり、今年度の入会の申込みは102人ですので、ほぼ同じということになります。退会は昨年と比較すると相当抑制されています。なお、本日現在で、退会が増えましたので、535人になっています。

また、入会申込をした者の4割が未就業となっていますので、正会員になっていただくための就業のマッチングを今後更に強化していきたいと思います。説明は以上です。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑はございますか。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) ないようですので、次に移ります。

## (3) 事務局体制について

○仲村議長(理事長) 次に、(3)事務局体制について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和5年度の事務局体制につきまして、有期雇用職員の再雇用主任が今月、3月末で雇用契約満了となります。4月からはその補充をせず、現行の9名から8名に変更いたします。事務の効率化、受託事業の減少による業務量の減少及び職員個々の能力向上等による労働生産性の向上を図ってまいります。

引き続きよろしく申し上げます。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑はございますか。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) ないようですので、次に移ります。

## ●決議事項

### 第1号議案 総会運営規則の一部改正について

○仲村議長(理事長) それでは、次に、4 決議事項、第1号議案 総会運営規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第1号議案 総会運営規則の一部改正について、総会の議長については、これまで定款第16条に基づき、当該総会に出席予定の正会員の中から事務局職員が依頼した正会員を総会において選出していましたが、年々依頼できる正会員の選定が困難になってきたため、予め理事懇談会で総会の議長となる会員理事を定め、当該理事を総会において選出し、議長を務めることにするよう新たに規定しようとするものです。要は、総会の議長を会員理事から選出しようとするものです。

この規則は、総会運営規則第23条に基づき、その改廃は、総会の決議を経て行うことになっていますので、令和5年度定時総会において決議された日から施行しようとするものです。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) 本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○仲村議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

### 第2号議案 旅費規程の一部改正について

○仲村議長(理事長) 次に、第2号議案 旅費規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第2号議案 旅費規程の一部改正について、日当とは、目的地内を巡回する場合の交通費及び諸雑費を賄う旅費であるが、当センターの旅費の日当には、諸雑費の旅行中の昼食代や電話代等が含まれない日当であり、目的地内巡回交通費相当のみの日当であることから、別表、2.日当の支給条件範囲については、ただし書き①、県内を出張する場合は、第8条により交通費実額を支給することになっていること。ただし書き②、理事、会員等が理事長の命を受けて県内又は県外往復100km未満の出張する場合、交通費実額に加えて目的地内巡回交通費相当額が支給されることになり、交通費の重複支給になるため、削除することとする。なお、食卓料については、センターで適用することはほぼありませんが、基準を明確にし、文言の整理を行いました。

また、施行を本年4月1日としようとするものです。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) 本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○仲村議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

### 第3号議案 職員の定年等に関する規程の制定について

○仲村議長(理事長) 次に、第3号議案 職員の定年等に関する規程の制定について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第3号議案 職員の定年等に関する規程の制定について、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員を最大限活用してもらうため、国家公務員及び鳥取県、米子市などの地方公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、当センターの職員の定年等に関する事項について定めるため、「職員の定年等に関する規程」を制定しようとするものです。

その内容については、(1) 当センター事務局の5名の無期雇用職員の定年について、令和5年4月1日から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月1日に65歳に引き上げることとする。(2) 定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に到達した日以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で定年退職相当日まで再任用することができる「定年前再任用短時間勤務制」を導入する



こととする。(3) 年齢60年に達する年度において、年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。(4) この規程は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) 本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○仲村議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

#### 第4号議案 職員の定年の引上げ等に伴う関係規程等の整備について

○仲村議長(理事長) 次に、第4号議案 職員の定年の引上げ等に伴う関係規程等の整備について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第4号議案 職員の定年の引上げ等に伴う関係規程等の整備について、新たに「職員の定年等に関する規程」を制定し、職員の定年の引上げ及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、関係する規程等の整備等を行おうとするものです。

まず、第1条として、職員就業規則の一部改正です。

① 第2条の職員の定義の規定に、常勤の者に加え定年前再任用短時間勤務職員を規定することとする。② 定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設け、休憩時間を除き1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲の勤務時間とすることとする。

③ 定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇については、当該職員の勤務時間及び採用の日の属する月を考慮し付与することとする。④ 職員の定年については、新たに「職員の定年等に関する規程」を制定し定年の年齢を定めることとするため、第30条第2項に規定する定年の年齢に関する規定は、削除することとする。⑤ この規則は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

次に、第2条として、職員給与規程の一部改正です。

① 職員の再雇用に関する規程に該当する職員は、職員の定年等に関する規程の施行日以後は存在しなくなり、また、経過措置の設定も必要ないため、定年退職後に再雇用する場合の条件、給与等に関する規定は削除することとする。② 定年の引上げ等に伴い任用する定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を、現行の職員の再雇用に関する規程に規定されている基本給を準用した額に、当該職員の勤務時間を常勤職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることとする。③ 新たに定年

前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を設定することとする。④ 定年前再任用短時間勤務職員の扶養手当及び住居手当については、現行の再雇用職員の規定に準じて支給しないこととする。⑤ 60歳に達した職員の退職までの給料月額について、それまでの職員基本給の7割とすることとする。⑥ この規程は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

次に、第3条として、職員退職手当支給規程の一部改正です。

新たに「職員の定年等に関する規程」を制定し定年の年齢を定めることとしたため、該当する再雇用職員がいなくなることから、第2条の職員の再雇用に関する規程に基づく職員に関する規定は削除し、新たに職員の定年等に関する規程第4条に基づく定年前再任用短時間勤務職員を職員退職手当の支給対象から除外することとする。この規程は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

最後に、第4条として、職員の再雇用に関する規程は、新たに「職員の定年等に関する規程」を制定し定年の年齢を定めることとしたため、該当する再雇用職員がいなくなることから、令和5年4月1日をもって廃止しようとするものです。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) 本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○仲村議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

#### 第5号議案 職員就業規則の一部改正について

○仲村議長(理事長) 次に、第5号議案 職員就業規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第5号議案 職員就業規則の一部改正について、子の看護休暇、育児休業、育児短時間勤務、介護休暇、介護休業、介護短時間勤務等に関する規定について、一部改正しようとするものです。

子の看護休暇の取得の事由について、負傷又は疾病にかかった当該子の世話をするため、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるためと明確にした。

次に、育児休業及び育児短時間勤務については、次の第6号議案「職員育児・介護休業規程」に定めることとし、それらの対象となる子などに関する規定は削除することとする。

次に、介護休暇を取得することができる職員の範囲、その他必要な事項については、この規則に定めることとし、「育児・介護休業規程」で定める旨の規定は削除することとする。

次に、介護休業及び介護短時間勤務については、次の第6号議案「職員育児・介護休業規程」において定めることとし、それらの対象となる職員の範囲などに関する規定は削除することとする。

次に、特別休暇の事由と日数に関する規定の文言の整理をする。年次有給休暇・特別休暇は事務局長の承認を得るものとする。

この規則は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) 本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○仲村議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

#### 第6号議案 職員育児・介護休業規程の一部改正について

○仲村議長(理事長) 次に、第6号議案 職員育児・介護休業規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第6号議案 職員育児・介護休業規程の一部改正について、まず、議案の一部訂正について、「第6号議案 職員育児・介護休業規程の一部改正について」のうち、一部条文に誤っていた箇所が判明したため、正誤表のとおり訂正した上で、審議をお願いいたします。いずれの訂正も厚生労働省の基本例を訂正し忘れていたものです。会社は全てセンターへ、人事部労務課は全て理事長に訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。

育児・介護休業法の改正に基づき、男女とも仕事と育児を両立できるように、出生時育児休業制度(産後パパ育休制度)の創設などの改正を行おうとするものです。

次に、(2) 育児休業関係の主な改正点は、① 有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和、② 1歳6か月又は2歳までの育児休業の延長は、保育所等への入所を希望しているが、入所できない場合などの要件により可能となり、育児休業期間の延長の申出は、一子につき1回限りとなります。③ 育児休業の分割取得が一子につき2回まで、可能となります。④ 両親ともに育児休業をする場合(パパ・ママ育休プラス)、両親ともに育児休業をする場合で、子の年齢が条件により、1歳未満から1歳2か月未満になり、育児休業を取得できる期間は、1年間です。⑤ 産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の創設については、男性の育児休業取得促進のため、男性の取得ニーズの高い子の出生直後の時期について、これまでの育児休業よりも柔軟で取得しやすい枠組みの休業とすべく設けられた制度で、新たに育児・介護休業法に規定されたものです。子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以

内の子と同居し養育する者は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間(28日)を限度として、分割して2回取得可能となります。

次に、(3) 介護休業関係の主な改正点は、有期雇用労働者の介護休業取得要件を緩和し改正します。

次に、(4) 育児・介護のための所定外労働の制限の創設は、3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない旨、新たに規定します。

次に、(5) 育児・介護のための時間外労働の制限の一部改正は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない旨、新たに規定します。

次に、(6) 所定労働時間の短縮措置等の一部改正、① 育児短時間勤務の対象となる者を、小学校就学の始期に達するまでの子と同居している職員から、3歳に満たない子を養育する職員に改正します。② 介護短時間勤務、要介護状態にある家族を介護する対象職員について、対象家族1人当たり通算93日間の範囲内を原則としていたが、当該家族1人当たり利用開始の日から3年間で2回までの範囲内に改正します。

最後に、(7) この規程は、令和5年3月24日から施行します。ただし、第5条の2から第5条の5までの出生時育児休業関係については令和4年10月1日から適用しようとするものです。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) 本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○仲村議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

## 第7号議案 職員給与規程の一部改正について

○仲村議長(理事長) 次に、第7号議案 職員給与規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第7号議案 職員給与規程の一部改正については、職員の給料、期末・勤勉手当等について、改正しようとするものです。

まず、(1) 職員基本給表については、米子市の一般職の給料表を例に平成23年1

月に適用されたが、以後改定していない。その後、当該給料表は人事院勧告の改定に基づき、初任給及び若年層の給料水準の引き上げ、人材確保の観点などのため改定している。このような状況を踏まえ、当センターの職員基本給表についても、米子市一般職の行政職給料表を例に今後改定することとし、併せて、別表1の基本給表は削除することとする。また、給料表の改定により、新給料月額と旧給料月額との間に差額が生じた場合は、旧給料月額に相当する額に応じた職務の級及び号給の額を新給料月額とする。

次に、(2) 新たに職員となった者の初任給の基準を明確にするため、第7条の給料の決定から分離して独立させ第7条の2とする。併せて、この条文の施行日以後新たに採用する60歳以上の職員の基本給の職務の級及び号給の基準を新たに設ける。

次に、(3) 期末手当の6月と12月の支給月の支給割合について、米子市の例により年2.6月から年2.4月とし、併せて、6月と12月の支給割合をそれぞれ均等に1.2月とする。また、新たに職員となった60歳以上の者及び定年前再任用短時間勤務職員の各期末手当の支給割合について、0.6月(年1.2月)に設定する。

次に、(4) 勤勉手当の支給割合の上限について、令和4年人事院勧告に基づき施行した米子市の例により年0.1月引き上げることとする。加えて、期末手当の減少分年0.2月と合わせ年0.3月を上乗せし0.825月(年1.65月)を上限とする。

次に、(5) 扶養手当の月額について、社会や公務の変化、子育ての支援に重点を置いた国の基準に基づき、米子市の例により、子の扶養は一律1万円、配偶者は6,500円、その他は6,500円に改正する。

次に、(7) 住居手当及び通勤手当の月額について、米子市の例により改正する。

最後に、(8) この規程は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) 本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○仲村議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

## 第8号議案 令和4年度3月収支補正予算について

○仲村議長(理事長) 次に、第8号議案 令和4年度3月収支補正予算について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第8号議案 令和4年度3月収支補正予算については、いずれも令和4年度の実績見込により補正をするものです。まず、経常収益については、雑収益以外は全て減額の補正です。一方、経常費用については、主な増減としては、通信

運搬費は発注者アンケートや会員アンケートを実施したため郵送料が増えました。光熱水料費は多目的ホールの利用が増加し、また電気料金の値上げによるものです。諸謝金は正職員2名を採用したためです。以上それぞれ増額補正し、支払材料費、印刷製本費、委託費が減額補正です。当期経常増減額は約426万円のマイナスの見込みです。実質は300万円台の前半のマイナスと見込んでおり、400万円程度改善する見込みです。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) 本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○仲村議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

#### 第9号議案 令和5年度事業計画書及び収支予算書について

○仲村議長(理事長) 次に、第9号議案 令和5年度事業計画書及び収支予算書について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第9号議案 令和5年度事業計画書及び収支予算書について、まず、事業計画書について御説明いたします。I 基本方針は、表現の修正をしています。次に、会員の高年齢化、重篤事故の発生状況を踏まえ、「安全はすべてに優先する」を大前提に、安全就業の徹底に向けた取組みの強化を図ります。また、本年度は、10月から始まるインボイス制度に備えた財政運営の検討、作業会員の不足や高年齢化に伴い、将来を見据えた後継者育成の取組みを始める必要があります。と新たに記述しました。

次に、重点項目については、8. 地域高齢者の就業等により社会参加ができる環境整備の連携について、米子市生涯現役促進協議会が本年3月末をもって廃止されることに伴い、項目から削除いたします。

次に、令和5年度事業の基本目標については、令和4年度実績見込に基づき設定いたしました。

次に、II 事業実施計画、1. 会員の拡大の取組み、ですが、

会員は組織の基盤であり、安定した持続可能な事業運営の根幹であることに変わりはありません。65歳以上の労働力人口が年々増えていますが、65歳までの定年引上げや継続雇用制度による雇用延長などセンターにとっては、会員確保がますます難しくなっており、会員登録年齢もおのずと上がり、請負・派遣業務に一部支障を来している状況が見受けられる。という文言を新たに加えました。以前できていたものができなくなり断る仕事もあります。これまでどおりなら行き詰まるので、行き詰らないよ

うにしなければならない。次に、(2) 女性会員の新たな就業機会の確保に努めるなど、女性会員の更なる拡大の取組みについては、女性会員の就業機会を新たに確保しないと女性会員の拡大につながらない。現状4割の人が就業できていないので、両方やる必要があります。次に、(5) 積極的な広報によるシルバーのイメージの転換・向上や入会説明会の周知方法の改善について、入会説明会への参加が減少しており、開催してもゼロという日もあった。これまでの広報よなごによる広報のほかに、出向していくという姿勢が大事と思います。また、(7) 全シ協の掲げた「会員100万人計画」の目標数値達成への取組みについては、会員の拡大の取組みがひいては、全シ協の掲げた目標に向かっていくということになりますので削除します。

次に、3. 安全・適正就業の更なる推進、(2) 会員の高年齢化、作業中の事故の発生状況を踏まえ、「安全はすべてに優先する」を大前提に、危険な作業に対する防護物品の導入・装着、複数人での作業、事務局だよりなどを通じて事故情報を共有するなど、安全就業の徹底に向けた取組みの強化を図る。ということを強調していきたいと思います。

次に、4. 就業機会の維持・拡大及び新たな就業機会の確保、独自事業の創出について、就業機会の維持・拡大に向けて、会員アンケートなどにより会員の就業ニーズ等を把握し、会員個々の就業ニーズに応じたマッチングを促進することで多様な就業機会を確保すること。また、シルバー派遣事業については、インボイス制度の影響を受けにくく、高齢化や労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野において、当該分野の担い手としての活躍が期待されるので、その拡大を目指していくということです。連合会が業務として行っているが、独自に企業訪問など、動く必要があります。

次に、5. シルバー事業の事務改善・効率化の取組みについて、(1) 会員に対するスマホ講習の実施等により会員のデジタルリテラシー(デジタル技術を理解し活用する能力)の向上に努め、スマホ等を活用した会員への通知、業務連絡、就業報告書などの効率化を図り、できる人からやっていきたい。(2) 受託先別事業実績から見て、公共からの受注実績がセンター全体の契約金額の約5%と他の県内のセンターと比較し低い水準である。関係行政機関に対する受託事業の働きかけに努めるとともに、民間企業等から継続して受託している事業の契約維持に努める。

次に、7. センターの適正な運営について、(1) 適正な財政運営の実現、(2) 消費税に係るインボイス制度に備えた財政運営、本年10月からインボイス制度が導入されることに伴い、センターは仕入税額控除ができなくなり、次年度以降に新たに預かり消費税分を納付する必要があることへの備え、事務費率の見直し等により安定的な財政運営が確保できるよう10月の定例理事会を目途に検討する。(3) 収益構造の転換、現在、庭木の剪定、除草などの屋外作業の受取配分金額が全体の受取配分金額の約半分を占めており、収益構造に偏りがある。また、それを担う新たな会員の入会が乏しいため、作業をする会員の高年齢化に伴い、将来を見据えた後継者育成の取組みを始めるとともに、多様な収益構造への転換に取り組む必要がある。

最後に、8. 地域高齢者の就業等により社会参加ができる環境整備の連携については、「米子市生涯現役促進協議会」が廃止されることから削除します。

次に、令和5年度収支予算書案の説明に移ります。

収支予算案については、全てにわたり、令和4年度収支の実績見込を基本に、令和5年度に新規に行う事業費を加算しました。

資料の訂正について、経常収益の受取会費の備考欄、正会員541人は542人に訂正をお願いします。

次に、(1)経常収益については、受取補助金等を除き前年度比較で減としております。国庫補助、市・村補助については、合計約217万円の増加を見込んでおります。国の補助金については、雇用サポート事業が一律5パーセント、27万5千円カットされました。一方、経常費用は、令和4年度の実績見込のほか、事務局体制変更による経費の増減を行っています。

次に、収支予算書(損益ベース)に係る注記のうち、4.債務負担額については、リース物件(自動車、コピー機等)のリース料の年度別の残額を記載しております。また、資金調達の予定はありません。

最後に、(3)配分金等見積基準単価の改定について、別添資料2の※の改定の年を令和5年から4年に訂正をお願いします。次に、① 最低賃金の改定に伴う配分金等見積基準単価の改定内容ですが、令和4年度第2回理事会(令和4年10月12日開催)において、鳥取県最低賃金の時間額が改定されたことに伴い、現行の配分金等見積基準単価の時間額の最低額を830円から860円に改定し、実施時期は令和5年4月1日とする旨、決議されました。次に、② 機材等使用料及び借上げ損耗料については、使用する車両本体、自動車税、保険料などの経費の償却の試算結果に基づき、廃棄物運搬及び器具、資材類運搬に係る車両の使用料及び借上げ損耗料は、現行からいずれも1台・1回当たり1,500円に改定する。次に、④ 除草(機械刈り及び手取り)作業の配分金基準単価については、他のシルバー人材センターの配分金基準単価との均衡を図り、また発注量が多く、かつ、新規に除草作業を希望する会員がほとんどいないため受注量に比較し作業員が少ないため多忙を極めており、また、夏場の猛暑の中での作業は過酷であることなどを考慮し、手取り除草及び機械刈り除草作業とも、配分金基準単価を現行から時間額900円に改定し、夏季(7月～9月)料金として、いずれの除草作業も時間額を950円に設定することとする。⑤施行は、いずれも令和5年4月1日としようとするものです。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) 本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○仲村議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可



決いたします。

#### 第10号議案 令和5年度定時総会の招集の決定について

○仲村議長(理事長) 決議事項の最後に、第10号議案 令和5年度定時総会の招集の決定について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第10号議案 令和5年度定時総会の招集の決定について、定款第15条並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項の規定により、① 日時及び場所、令和5年5月31日(水)午後1時30分 米子コンベンションセンター・小ホールで、② 会議の目的事項として、報告事項2件、決議事項3件、について、理事会の決議を求めるものです。

○仲村議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○仲村議長(理事長) 本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○仲村議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

#### ●その他

○仲村議長(理事長) 最後に、5 その他について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和5年度の次期定例理事会の予定は、令和5年5月16日、火曜日を予定しております。この任期最後の理事会となります。定時総会に向けた議案について、御承認をいただきたいと思います。会員理事と監事については、その前の5月10日、水曜日に理事懇談会を予定しています。また、監査会を予定しています。

○仲村議長(理事長) その他御質問等はございませんでしょうか。

(「なし。」という声あり)

○仲村議長(理事長) 以上で、令和4年度第3回理事会を閉会します。

10 閉会 午後2時46分

公益社団法人米子広域シルバー人材センター定款第39条第2項の規定により、  
記名押印する。

令和5年3月29日

理事長(代表理事) 仲 村 一 男 印

副理事長(代表理事) 中 野 賢 一 印

監 事 吉 津 秀 樹 印

監 事 湯 澤 智 子 印